

## 「石油石炭税法取扱通達」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(未納税移入明細書の作成)</u></p> <p><u>第28条の2 法第10条第1項《未納税移出》の規定を適用する場合における令第10条第2項《未納税移出に係る承認の申請等》に規定する書類（以下「未納税移入明細書」という。）の作成については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を移出した者と当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を移入した者が同一である場合 当該原油、ガス状炭化水素又は石炭が移入場所に搬入されたことを帳簿又は伝票等により確認して作成する。</u></p> <p><u>(2) 前号以外の場合 令第10条第2項第2号に規定する移入されたこと等を証する書類（以下「未納税移入証明書」という。）に基づき作成することとなるのであるが、当該未納税移入証明書は、当該原油、ガス状炭化水素又は石炭が未納税移出に係る原油、ガス状炭化水素又は石炭である旨の記載のある商取引上の物品受領書等（当該原油、ガス状炭化水素又は石炭の移入数量が移出数量と異なる場合は、その増減数量及び増減の生じた理由を記載したものに限り。第29条において同じ。）であって移入者が証明したものであっても差し支えないものとする。</u></p> <p><u>(未納税移出手続の特例)</u></p> <p><u>第29条 法第10条の2第1項《未納税移出に関する特例》の規定の適用を受けようとする者は、令第10条の2第1項《未納税移出に関する特例》</u></p>	<p><u>(新 設)</u></p> <p><u>(未納税移出手続の特例)</u></p> <p><u>第29条 法第10条第1項《未納税移出》の規定により原油、ガス状炭化水素又は石炭を未納税移出した場合において、当該未納税移出した者と当</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>に規定する方法により当該原油、ガス状炭化水素又は石炭が法第10条第1項各号《未納税移出》に掲げる原油、ガス状炭化水素又は石炭に該当すること及び当該原油、ガス状炭化水素又は石炭が当該場所に移入されたことについての明細（以下この条において「移出入の明細」という。）を明らかにしなければならないのであるが、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法によっているときは、移出入の明細が明らかにされているものとして取り扱う。</p> <p>(1) 当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を移出した者と当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を移入した者が同一である場合（法第6条第1項《採取者とみなす場合》の規定が適用されることにより未納税移出した者と未納税移入した者が同一となる場合を除く。） 未納税移出に係る原油、ガス状炭化水素又は石炭である旨の記載をした納品書等及び物品受領書等を作成し、これをそれぞれ移入場所及び移出場所において保存する方法。</p> <p>(2) 前号以外の場合 当該原油、ガス状炭化水素又は石炭の移出の事実を令第20条《記帳義務》に定めるところにより明らかにし、未納税移入証明書を保存する方法。</p> <p>2 未納税移出をした原油、ガス状炭化水素又は石炭の移入場所が、法第10条の2第1項各号に掲げる場所に該当する場合においても、納税申告書に法第13条第1項第2号《移出に係る原油、ガス状炭化水素又は石炭についての課税標準及び税額の申告》に規定する事項が記載されていないときは、法第10条第1項の規定は適用されないのであるから留意する。</p> <p>3 法第10条の2第1項第2号に規定する「当該原油、ガス状炭化水素又は石炭が継続して移入される場所」とは、承認申請に係る採取場から移</p>	<p>該原油、ガス状炭化水素又は石炭を未納税移入した者とが同一であり（法第6条第1項《採取者とみなす場合》の規定が適用されることにより未納税移出した者と未納税移入した者とが同一となる場合を除く。）、未納税の原油、ガス状炭化水素又は石炭である旨を記載した納品書等及び物品受領書等を作成し、これをそれぞれ移入場所及び移出場所において保存しているときは、令第10条第2項第1号《未納税移出に係る承認の申請等》に規定する書類の納税申告書への添付及び法第10条第7項に規定する書類の提出を省略させても差し支えない。</p> <p>2 前項の規定の適用を受けようとする未納税の原油、ガス状炭化水素又は石炭の移入者に対しては、未納税移入場所についての法第20条第1項《採取の開廃等の申告》に規定する申告書に、移出場所の所在地及び名称、年間移入見込数量等を記載した書類を添付させる。また、提出した書類の記載内容に異動が生じた場合には、その都度異動後の内容を記載した書類を提出させる。</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>出される未納税の原油、ガス状炭化水素又は石炭を、おおむね月1回以上の頻度で継続的に移入する場所をいう。</u></p> <p><u>4 法第10条の2第1項第2号に規定する税務署長の承認は、当該採取場から移出する当該原油、ガス状炭化水素又は石炭の移入場所ごとに与えるのであるから留意する。</u></p> <p><u>5 法第10条の2第2項に規定する「同条第7項に規定する原油、ガス状炭化水素又は石炭を継続して移入する場所」とは、未納税移出に係る原油、ガス状炭化水素又は石炭をおおむね月1回以上の頻度で継続的に移入する場所をいう。</u></p> <p><u>なお、当該場所が未納税移出に係る原油、ガス状炭化水素又は石炭を2以上の採取場から移入する場所である場合には、当該2以上の採取場からの移入を併せて「おおむね月1回以上の頻度で継続的に移入する場所」に該当するかどうかの判定を行うのであるから留意する。</u></p> <p><u>6 当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を移出した者と当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を移入した者が同一である場合であって、第1項第1号に定める方法によっているときは、法第10条の2第2項の規定にかかわらず、法第10条第7項に規定する書類（以下「未納税移入届出書」という。）の提出を省略させても差し支えない。この場合、未納税移出に係る原油、ガス状炭化水素又は石炭の移入者に対しては、未納税移入場所以ついて法第20条第1項《採取の開廃等の申告》に規定する申告書を提出させるとともに、これに移出場所の所在地及び名称、年間移入見込数量等を記載した書類を添付させる。また、提出した書類の記載内容に異動が生じた場合には、その都度異動後の内容を記載した書類を提出させる。</u></p> <p><u>7 法第10条の2第3項に規定する「石油石炭税の保全上不相当と認めら</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>れる事情があるとき」とは、次の場合をいう。</u></p> <p>(1) <u>申請者が現に石油石炭税を滞納している場合又は滞納のおそれがあると認められる場合</u></p> <p>(2) <u>申請者が法に違反したことにより告発された場合又は通告処分を受けて履行していない場合</u></p> <p>(3) <u>申請者が法に違反し、法の規定により刑に処せられ又は通告処分を受け、その刑に処された日又は通告の旨を履行した日から1年を経過しない者である場合</u></p> <p>(4) <u>申請者が申請の日前1年以内において石油石炭税に係る期限後申告書若しくは修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受けている場合で、その内容が特に悪質と認められるとき</u></p> <p>(5) <u>法第10条の2第1項第2号に係る承認の申請で、申請の日前1年以内において、当該採取場から申請に係る移入場所に移出した原油、ガス状炭化水素又は石炭についての未納税移入明細書が、納税申告書の提出期限内に提出されなかったことがある場合</u></p> <p>(6) <u>法第10条の2第2項に係る承認の申請で、申請の日前1年以内において、当該移入場所に移入した原油、ガス状炭化水素又は石炭に係る未納税移入届出書が、期限内に提出されなかったことがある場合</u></p> <p>(7) <u>帳簿の備付け、記帳及び保存の状況等からみて、たばこ税の保全上不適当と認められる場合</u></p> <p><b>8</b> <u>法第10条の2第4項に規定する「石油石炭税の保全上不適当と認められる事情が生じたとき」については、次のとおり取り扱う。</u></p> <p>(1) <u>法第10条の2第1項第2号に規定する税務署長の承認を受けている移入場所について、前項（第5号を除く。）に掲げる処分を受け又はその事情が生じたときは、その承認を受けた移入場所の一部又は全部</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>について、その承認を取り消すことができる。</u></p> <p>(2) <u>法第10条の2第2項に規定する税務署長の承認を受けた移入場所について、前項（第6号を除く。）に掲げる処分を受け又はその事情が生じたときは、その承認を取り消すことができる。</u></p>	